



同一労働同一賃金の最高裁判決と争点

厚木法人会源泉部会では、労務関係の諸事項等について研修会を開催いたします。社内の皆様お誘いあわせのうえご出席ください。

中小企業も 2021 年 4 月に「パートタイム・有期雇用労働法」が適用されます。令和 2 年 10 月の最高裁判決を踏まえ、同一労働同一賃金に関する 5 つの事件について事件の争点と判決内容を中心に解説いたします。

- ◆ 労働契約法第 20 条とパート有期法第 8 条とは
- ◆ 5 事件の概要、最高裁での争点
- ◆ 最高裁判決から読み解く内容とは
- ◇ <日常業務あれこれ>
令和 3 年 1 月 1 日法改正：育児介護休業法について

- 開催日時 令和3年2月16日（火） 午後3時～午後5時
- 会場 厚木アーバンホテル本館2階 厚木市中町3-14-14 電話222-3344
- 講師 みたけ社会保険労務士事務所 三嶽 忍 氏
- 定員 30名（1社2名まで）
- 参加費 無料
- 申込方法 下記申込書に必要事項をご記入のうえ、厚木法人会へFAX等でお送りください。
- 申込締切 2月1日（月）但し、定員に達し次第締め切ります。

《お申込み・お問い合わせ》

〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 公益社団法人厚木法人会 源泉部会
電話 046-221-1055 FAX 046-222-3808



※感染症に関わる症状が感じられた場合には、受講をお控えください。

「同一労働同一賃金の最高裁判決と争点」 参加申込書

会社名 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

参加者名 _____

参加者名 _____

【個人情報の取扱いについて】当会は、この参加申込書に係る個人情報を、この研修会の名簿作成などのために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。